

令和2年第12回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年12月4日（金）午後2時00分

場 所 別府市農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第4条第1項の規定による許可申請の審議について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届

(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

報告第2号

農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について（合意解約）

報告第3号

農地基盤整備届出書について

報告第4号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

出席委員 5名

※ 番号は議席番号

1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵

4番 小畑 義宏 5番 齊藤 孝一

7番 星野 賢一

欠席委員 2名

3番 後藤 利夫 6番 藤内 宣幸

出席職員 事務局長 塩出 政弘 主査 加藤 満江 主査 吉岡 千紘

午後2時00分 開会

(局長) それでは、只今より令和2年第12回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は5名で、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたことを、ここに、ご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、会長よろしく願いいたします。

(会長) 皆さん、お疲れ様でございます。

本日の総会は新型コロナウイルスの陽性反応の患者が身近から出たという事で急遽、予定を変更して時間を短縮しての開催といたしておりますのでよろしくお願いいたします。

先日の28日に東山地区で農業振興推進協議会の研修、スマート農業の

体験会ということで講習が開催され私たちも出席させていただきました。先進技術の素晴らしさを体験出来ました。特にドローン、草刈り機などは素晴らしく、ただ、高額のため、買えないなと思ったところでもあります。

そして、今月の7日には東山地区の農産品評会が開催されます。私と事務局2名で出席いたします。委員の中からは、齊藤委員は出席されますが、皆様も参加して頂いて地域に帰って、自分の地域でもこのような行事を計画していただき、活気ある農業を目指していただきたいと思っております。それと皆様にお願ひでございますが、コロナには気を付けていただきたいと思っております。陽性となれば家族、職場の同僚、周りの方々もすべて、行動が制限され大変苦痛を感じるようになると思っておりますので、3密、マスクの着用などの十分な対策をお願いいたします。

それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか？

(委員) 異議なし

(議長) ご異議がないようでありますので、4番小畑委員、5番齊藤委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思っております。議案につきましては、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、審議事項以外の部分につきましては、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けしたいと思っております。

それでは、只今より、令和2年第12回別府市農業委員会総会をはじめたいと思います。

まず、はじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局) ご説明いたします。本日の総会議案につきましては、お手元にお配りしております、別府市農業委員会総会議案の2枚目でございますのでご覧いただきたいと思います。

第12回別府市農業委員会総会次第でございます。

これから4の議事に入ります。第1号議案が1件、報告が第4号まで合計15件であります。

それでは、議長よろしく願いいたします。

(議長) それでは議事にはいります。

議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

申請番号1番より事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは議案の1ページをお開きください。議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の審議についてでございます。番号1 申請人 別府市の方、区分、市街化調整区域、申請の土地、大字内竈、田、現況雑種地、158㎡です。施設の概要、記念碑建立敷地として、記念碑1基 25㎡。

それでは、別紙の総会議案資料をご覧ください。1ページは申請書でございます。先ほど、議案を読み上げましたので、これについては割愛させていただきます。2ページは申請の土地の見取図で、黄色いマーカーで印をつけているところが該当の場所です。次のページ(2-

2)が字図で、こちらも黄色いマーカーで印をつけています。3ページが記念碑の位置図です。4ページが、許可申請の前に既に記念碑を建立していたことについての始末書です。5ページが転用の理由の詳細です。概要としては、申請者は畜産農家を支援するためのシステムを開発・製造・販売しており、その事業の成功及び発展、社会生活の平穩無事を祈念し当該地に記念碑を建立したとのこと。6ページは現況写真です。説明は以上です。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。
それでは、地元の小畑委員さんから補足説明をお願いします。

(小畑委員) この件は農地パトロールの際に発見して申請された息子さんに現地で届け出を促し、今回、提出されたものでございます。中身については問題ないものと思います。以上です。

(議 長) 只今、事務局及び小畑委員から説明が終わりました。何かご意見ご質問はございませんか。

(議 長) よろしいでしょうか、ご意見、ご質問もないようであります。
それでは、議案第1号申請番号1について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。
議案第1号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の審議につ

いて」の申請番号1については、申請のとおり許可することに決定いたしました。異議なしとのことであります。

(小畑委員) 議長、発言よろしいでしょうか？

(議長) はい。どうぞ。

(小畑委員) 大所のほうで水路工事に関わる件が来ておりまして、簡単に説明いたしますと、12月3日に事務局の方から、国(防衛省)の事業に係る工事のため、農地法5条第1項の規定による一時転用許可申請書が提出された旨の連絡がありました。

水路改修工事を行うにあたっての仮設道路として令和3年8月31日までの間、農地の一時借り入れ、ということ内容です。

簡単に読上げますと工事期間終了後、直ちに耕作できる農地に戻すという誓約書が添付されています。

当初は、国・県の事業のため、県の担当者も農地転用不要と思っていたようですが、仮設道路については、工事業者と貸主の間で農地転用が必要であることを知らなかったようでございます。

土地の所在等については、審議に追加していただければ、事務局に議案配布を依頼しております。

今般の審議事項として告示はされておりませんが、公共事業のためのものでもあり、地元のためにも早く工事を進めていく必要がありますので、この際、審議に追加していただければ、と思っておりますが、みなさま、いかがでしょうか？

(委員) 異議なし(出席者すべての声あり)

(議 長) ただいま、小畑委員から、農地法第5条第1項の規定による許可申請について本日の審議に追加して欲しい旨の発言がありました。
お諮りいたします。

この際、小畑委員から審議に追加提案されました農地法第5条第1項の規定による許可申請について本日の日程に追加したいと思います
が、ご異議ございませんか？

(委 員) 異議なし。

(議 長) それでは、ただいまの農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。
事務局は、追加議案を配布してください。

(議 長) それでは、追加議案の説明をお願いします。

(事務局) それでは追加議案をご覧ください。議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請一時転用の審議についてでございます。番号1 貸付人 別府市の方、借受人は日出町の株式会社です。区分、市街化調整区域、申請の土地、大字南畑、田、現況畑、456㎡のうち200㎡です。施設の概要、工事用仮設道路用地として、200㎡。転用の期間 許可あり次第～令和3年8月31日まで。転用の理由は、水路改修工事(国の補助事業)に必要な工事用道路に使用するためです。それでは、追加の総会議案資料をご覧ください。1ページは申請書でございます。先ほど、議案を読み上げましたので、これについては割愛させていただきます。2ページから3ページは、この工事に係る補

助金等交付決定通知書です。この工事に係る経費は100%国からの補助金でまかなわれます。4ページは事業計画書です。5ページは申請の土地の字図で、黄色いマーカーで印をつけているところが該当の場所です。6ページが位置図で、こちらも黄色いマーカーで印をつけています。7ページが工事説明図で、こちらもまた黄色いマーカーで印をつけています。8ページが現況写真です。ショベルカーが写っていますが、これは今年の8月農地基盤整備届が出ているため問題ありません。9ページは所用面積の根拠図面として水路改修工事個所が黄色のマーカーで示されています。10ページが誓約書で、この農地について、一時転用期間終了後速やかに農地に戻すという内容です。説明は以上です。

(議長) 地元の小畑委員からの説明はすでにございましたが、何かご意見、ご質問はありますか？

(小畑委員) 水路の工事ですので貸付人、借受人だけではなく地域の方々もご存じなのではないでしょうか。地域の人が困るといことがなければ問題ないのですが

(事務局) 今回この資料には付けてないのですが近隣の土地の方の同意書が添付されて出されていますので問題ないかと思われます。

(議長) ほかに何かありませんか
なければ、議事日程に追加いたしました、農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）につきまして、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしとのことであります。

それでは、本日提出されました「農地法第5条の規定による許可申請一時転用の審議について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

(議長) ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。

報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、(1) 農地法第3条の3の規定による届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

特にご質問等もないようであります。続きまして(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1から番号3までについて、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

特にご質問等もないようであります。続きまして(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号8までについて、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

特にご質問等もないようであります。報告第1号(1)から(3)につきましては報告事項でありますので、ご了承ください。

続きまして報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約について、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

特にご質問等もないようであります。報告第2号につきましては報告事項でありますので、ご了承ください。

続きまして報告第3号 農地基盤整備届出書について、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

特にご質問等もないようであります。報告第3号につきましては報告事項でありますので、ご了承ください。

続きまして報告第4号 開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

特にご質問等もないようであります。報告第4号につきましては報告事項でありますので、ご了承ください。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

14時50分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 長 _____ 印

署名委員 _____ 4 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 5 番 委 員 _____ 印